

令和4年3月7日  
午後 3 時 5 0 分



広 報 資 料

問い合わせ先  
稚内海上保安部  
次長 山中 亮  
TEL 0 1 6 2 - 2 2 - 0 1 1 8

## 海面救助員認定訓練 ～ 救える命は確実に救う ～

海上保安庁では、令和3年度に、一般海上保安官にかかる海面救助の規則を全管区統一したものに改めました。これに伴い、稚内海上保安部では、昨年9月から、警備救難課職員を対象とする水中マスクやフィンを使用した訓練に努めた結果、必要とされる技術基準に達した職員を、この度、海面救助員として認定することにしました。

つきましては、海面救助員に認定する職員へのドライスーツ貸与式及び溺者救助訓練を下記のとおり実施することとしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 日時

令和4年3月8日（火）午後3時00分～午後4時00分

貸 与 式：午後3時00分～午後3時20分

溺者救助訓練：午後3時40分～午後4時00分

※ 予備日：令和4年3月9日（水）時間帯同じ。

#### 2 場所

(1) 貸 与 式：稚内海上保安部4階会議室（港湾合同庁舎4階）

(2) 溺者救助訓練：稚内港北ふ頭けい船岸壁前面海域（略図参照）

#### 3 その他

(1) 訓練の実施可否は、当日、午前9時00分までに決定しますので、稚内海上保安部までお問い合わせ下さい。

(2) 貸与式及び溺者救助訓練の様様については、当部で撮影した画像及び動画をオンラインストレージサービスにより提供いたします。

## 略図



## 溺者救助訓練イメージ

